

機構への農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)

地域に対する支援(地域集積協力金)

1 交付対象者

人・農地プランの実質上の話し合いの単位となっている「地域」
(農業集落、大字又は学校区等設定は任意。ただし、地域の外縁が明確であること)

2 交付要件

- ・「地域」内の全農地(農地台帳により面積が明確であること、遊休農地含む)の2割以上が機構へ貸付けられていること。各年度12月末時点で算定。
- ・協力金の交付を受けた後、年に2回以上担い手への農地利用の集積・集約化に向けた話し合いを継続する合意がなされた地域であること

3 交付単価

地域内の全農地面積に占める機構への貸付割合に応じた単価を貸付面積に乗じた金額を交付(使い方は地域の判断)

①非担い手→担い手への貸付の場合

	26~27年度	28~29年度	30年度
8割超	3.6万円/10a	2.7万円/10a	1.8万円/10a
5割超 8割以下	2.8万円/10a	2.1万円/10a	1.4万円/10a
2割超 5割以下	2.0万円/10a	1.5万円/10a	1.0万円/10a

②担い手→担い手への貸付の場合 1.2万円/10a

③その他 1万円以内/10a

※耕作者の異動がない貸付の場合はその他に区分されます。その他の交付単価は1月に決まります。

※②③は平成30年度には見直される場合があります。



個々の出し手に対する支援

経営転換・リタイアする場合の支援 (経営転換協力金)

1 交付対象者

機構に農地を貸付けた以下に該当する所有者

- ・部門を廃止する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・営農しない相続人

※遊休農地(≒耕作放棄地)
を所有している場合はその
全てを機構へ貸し付ける意
向を表明すること



2 交付要件

全ての自作地を10年以上機構に貸付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。
※合計10a未満の自給用の農地又は農業振興地域外の農地は除く。

3 交付単価

3.5万円/10a

農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

1 交付対象者

- ・機構の公募に応じた者が経営する農地に隣接する農地、機構が借り受けた農地に隣接する農地
- ・2筆以上のまとまった農地

上記について、
・自作地を機構を介して担い手へ貸付けた耕作者
・地主が機構を介して担い手へ貸し付けた場合に農地を譲った耕作者
※既に農地を貸し付けている所有者は交付対象者ではありません。交付対象者は耕作者です。

2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上機構に貸し付けかつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ・交付対象農地が貸借地である場合は、合意解約される貸借権が設定後一年以上かつ満了の一年以上前であること

3 交付単価

26~27年度 2万円/10a
28~29年度 1万円/10a
30年度 5千円/10a

